車体利用広告デザイン審査申請時の注意事項

公益社団法人東京屋外広告協会

申請にあたっては、当協会の**「車体利用広告デザイン自主審査基準（車体共通）」、「媒体別自主審査基準」**に加え参考にしてください。 結果はケースバイケースとなりますのでご了承ください。

デザインの基本	● 走行する媒体であることを前提に、情報量は最小限にし、掲載要素をできる限りシンプルにして見やすくすること　エロ、グロ、思想等の表現は不可
デザイン図	● 禁止色また準じた色（赤色、黄色、黒色）については、色彩を示す数値を必ず記載する ● 文字や図が小さくて見えない場合は別途部分の拡大したものも提出する ● バスは、バス会社の掲出了承印（審査済）が必要 ● 広告宣伝車は、車体に当てはめ、サイズの実数も記載する ● 修正したデザイン図を再提出する場合は、修正点・変更点を明記する
車体 前部分	● 原則として認めない（但し、電車ヘッドマーク、広告宣伝車の前面は除く） ● 広告宣伝車の前面は上部１カ所までとし、フロントガラスの下は避ける
車体 窓部分	● 原則として認めない　全て窓の下のスペースでレイアウトすること ただし、車体の種別や使途によっては許可権者が認める例外的なケースも見られるため、必要な場合は事前に許可権者に確認しておくこと
文 字	● 大きすぎ・小さすぎに注意（4 行程度） ● 安全配慮の観点から走行している車両を瞬間的に見て認知できる情報量に抑える（但し書き・注記・打消し表示は別） ● 特に後部は、説明や読ませるもの、英文字、？や！等考えさせる記号は注意が必要 ● QR コード、クーポンコード等、当該媒体撮影を促す表示は、全方面（前後・左右側面）不可 ● 電話番号、ホームページアドレス、検索窓、＃等については、前・後部不可 ● 同一面での同一情報の重複記載不可
図 柄	● 同じ形のものを並べない（水玉・格子模様・パチンコ玉） ● 「顔」を掲示する大きさは、 **「各面広告の天地の８０％以内」　かつ　「車体全体の天地の５０％以内」に収まることを目安とする。**
色 彩	● イラスト、文字等**で**目立つ色を使うときは色数を多くしないように注意する **禁止色** ・下記に定める範囲の禁止色の使用は**車体の各面の面積の１/３以下**とする ・禁止色また準じた色については、色彩を示す数値を必ず記載する **禁止色**（赤色・黄色・黒色・準じた色）の範囲 【マンセル値】色相・明度・彩度の色が全て次の範囲に含まれているもの １．赤 色 (1) 色相‥‥10ＲＰ～10Ｒ (2) 明度‥‥4～5（10ＲＰ～6Ｒ）、4～6（6ＲＰ～7.5Ｒ）、5～6（7.5Ｒ～10Ｒ） (3) 彩度‥‥12 以上 ２．黄 色 (1) 色相‥‥10ＹＲ～10Ｙ (2) 明度‥‥7.5 以上

2026 年 4 月

	(3) 彩度‥‥10 以上 **※ 準じた色として、黄赤（YR）の彩度 10 以上** 3．黒 色 無彩色 N1～4　　及び (1) 色相‥‥全しきそう (2) 明度‥‥1～4 (3) 彩度‥‥0.3 以下 ※色相‥‥R（赤）YR（黄赤）Y（黄）GY（黄緑）G（緑）BG（青緑）B（青）PB（青紫）P（紫）RP（赤紫） 【参考値：CMYK での禁止色目安】 1．赤色…M71～100 2．黄色…Y 71～100 ※ 準じた色として Y71～100 と M71～100 のかけ合わせ各色 3．黒色…K71%以上 ※ 混色した黒色を使用する場合はK70%相当にすること。 ※ 赤色、黄色、黒色について • 赤色は、緊急性や警告を連想させ、誤認や混乱を招くおそれがあります。本来赤で示された禁止や停止の安全標識などを見失わせる可能性も懸念されます。また視認性が高いがゆえに景観上の影響が大きく、周辺環境との調和を損なう場合があります。 • 黄色は注意・警告表示と誤認される可能性があり、赤色同様に誘目性が高く景観から浮きやすいため、注意を引きつけて安全性を損なう場合があります。黄色も同様に注意や警告のための安全標識などを見失わせる可能性が懸念されます。 • 黒色は、視覚的な圧迫感や威圧感を与えるとともに、夜間や悪天候時に車体の視認性が著しく低下し安全性を損なうおそれがあります。面積の多くを黒にしてしまうことは避けてください。
その他	**◎アルコール飲料の掲出は扱わない。** ・ノンアルコール飲料の広告はアルコール飲料に準ずる。 ・居酒屋、バー、ビアホールなどの店舗広告やその他の広告においても、飲酒を連想する酒類や徳利、グラス等の写真・イラスト類などの使用は避ける。 **◎たばこ類の掲出は扱わない。（電子たばこを含む）**